

札幌市図書館協議会の概要

(1) 札幌市図書館協議会に関する根拠法令

○ 図書館法（抜粋）

（図書館協議会）

第 14 条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 15 条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第 16 条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○ 札幌市図書館条例（抜粋）

第 11 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、札幌市図書館協議会…を設置する。

2 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

4 委員の任期は、2 年と…する。ただし、再任を妨げない。

○ 札幌市図書館条例施行規則（抜粋）

（会長及び副会長）

第 26 条 条例第 11 条に規定する札幌市図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 27 条 協議会の会議は、必要の都度会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第 28 条 協議会の庶務は、中央図書館において行う。

○ 札幌市教育委員会会議の傍聴に関する規則（準用・抜粋）

（傍聴の手続）

第 2 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴人受付票にその住所及び氏名を明記し、係員の指示を受けなければならない。

(2) 札幌市図書館協議会の活動歴

	任 期	開催回数	検 討 項 目
第 1 期	平成 17 年 3 月 ～平成 19 年 3 月	5 回	・ 札幌市図書館の開館時間及び開館日の拡大に向けての考え方
第 2 期	平成 19 年 9 月 ～平成 21 年 9 月	5 回	・ 図書館サービスのあり方（現行のサービスの評価、今後のサービス）
第 3 期	平成 22 年 1 月 ～平成 24 年 1 月	7 回	・ 第 2 次札幌市図書館ビジョンの策定（課題整理や理念・方針等の検討）
第 4 期	平成 24 年 1 月 ～平成 26 年 1 月	5 回	・ 第 2 次札幌市図書館ビジョンの推進（（仮称）絵本図書館や都心にふさわしい図書館の検討状況や、図書館電算システム再構築に関する協議）
第 5 期	平成 26 年 1 月 ～平成 28 年 1 月	6 回	・ （仮称）絵本図書館及び都心にふさわしい図書館の基本計画、第 3 次子どもの読書活動推進計画の策定について
第 6 期	平成 28 年 1 月 ～平成 30 年 1 月	8 回	・ 諮問「生涯学習社会の中で札幌市図書館が果たすべき役割について」
第 7 期	平成 30 年 1 月 ～令和 2 年 1 月	8 回	・ 第 2 次札幌市図書館ビジョン及び第 3 次札幌市子どもの読書活動推進計画『さっぽろっこ読書プラン』の次期計画策定について
第 8 期	令和 2 年 1 月 ～令和 4 年 1 月	8 回	・ （仮称）札幌市読書活動推進・図書館振興計画の策定について
第 9 期	令和 4 年 1 月 ～令和 6 年 1 月	3 回	・ 「さっぽろ読書・図書館プラン 2022」の推進状況について